

公共サービス改革基本方針 別表（抜粋）

事項名	措置の内容等	担当府省等
(独)国立病院機構の医業未収金の徴収業務	○ (独)国立病院機構の医業未収金の徴収業務について、複数の病院の業務を適切な規模に統合した上で、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 電話、文書による支払案内業務(集金代行業務)、分割支払の相談業務、居所不明者に係る住所等の調査業務のすべて 【入札等の実施予定時期】 本年度中に入札公告し、来年度から事業を開始する。 【契約期間】 平成20年度から3年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 全国146病院中80病院程度 【平成21年度以降の事業における対象範囲等の拡大措置】 上記措置に基づく事業の実施状況を見つつ、民間競争入札の対象の拡大を更に検討する。	厚生労働省